

【参考情報】

ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円、%)

区 分	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	10,806
資本金又は基金等	9,404
価格変動準備金	21
危険準備金	0
異常危険準備金	1,437
一般貸倒引当金	-
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	77
土地の含み損益	134
払戻積立金超過額	-
負債性資本調達手段等	-
控除項目	-
その他	-
(B) リスクの合計額	2,949
$\sqrt{(R1+R2)^2 + (R3+R4)^2} + R5+R6$	
一般保険リスク(R1)	2,413
第三分野保険の保険リスク(R2)	-
予定利率リスク(R3)	0
資産運用リスク(R4)	342
経営管理リスク(R5)	95
巨大災害リスク(R6)	416
(C) ソルベンシー・マージン比率	$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$
	732.8

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。  
 なお、「資本金又は基金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額であります。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(上表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- ・ 「通常の予測を超える危険」とは次に示す各種の危険の総額であります。
 

保険引受上の危険: (一般保険リスク) (第三分野保険の保険リスク) 予定利率上の危険: (予定利率リスク)	保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより、発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)  実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
資産運用上の危険: (資産運用リスク)	保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて、変動することにより発生し得る危険等
経営管理上の危険: (経営管理リスク)	業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で、上記～及び以外のもの
巨大災害に係わる危険: (巨大災害リスク)	通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- ・ 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等土地の含み損益の一部等の総額)であります。
- ・ ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

【補足】平成23年度末(平成24年3月31日)から適用される新基準による数値

(単位:百万円、%)

区 分	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	10,806
資本金又は基金等	9,404
価格変動準備金	21
危険準備金	0
異常危険準備金	1,437
一般貸倒引当金	-
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	77
土地の含み損益	134
払戻積立金超過額	-
負債性資本調達手段等	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち マージンに算入されない額	-
控除項目	-
その他	-
(B) リスクの合計額	4,401
$\sqrt{(R1+R2)^2 + (R3+R4)^2} + R5+R6$	
一般保険リスク(R1)	3,788
第三分野保険の保険リスク(R2)	-
予定利率リスク(R3)	0
資産運用リスク(R4)	623
経営管理リスク(R5)	144
巨大災害リスク(R6)	416
(C) ソルベンシー・マージン比率	491.0
	$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$

#### <新基準ソルベンシー・マージン比率>

ソルベンシー・マージン比率の信頼性にかかる一層の向上の観点から、ソルベンシー・マージン比率の算出にかかる法令等が改正され、平成23年度末(平成24年3月31日)から新基準(注)が適用されます。適用開始までの間、新基準に基づいて算出したソルベンシー・マージン比率を参考表示いたします。

なお、新基準のソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等により、現行基準に比べ低下する場合がありますが、現行制度と同様、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

(注) 「新基準」とは、現行基準に平成22年4月20日付内閣府令第23号及び金融庁告示第48号(平成24年3月31日から適用)の改定内容を反映したものであります。